

令和 4 年 1 0 月 1 日 から、
周南市家庭ごみ搬入受付センターの利用方法が変わります！！
※持込みは原則として、市内在住の排出者本人
(同居の親族を含む) が搬入する場合に限ります。

平素より、ごみの減量化・再生利用に向けた適正なごみ処理にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本市では循環型社会の形成を目指すうえで、更なるごみの発生抑制・再利用・再資源化
(3R) を推進するために、家庭ごみ搬入受付センターの搬入ルールを以下のように変更します。
皆さまのご理解ご協力をお願いいたします。

① 申請時の本人確認の実施

「他市のごみを持ち込ませない」、「違法業者によるごみの収集運搬を抑止する」ことなどを目的に、ごみの発生場所が本市の区域内であること及び排出者本人(排出者本人に代わり代理の者が搬入する場合は親族の者)による搬入であることを確認するため、



**「運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、公共料金の通知書、
自宅宛の郵便物」**等を提示していただきます。

ア) 排出者本人が運転しての持込み

➡ ● 本人確認資料の提示

イ) 排出者以外が運転する車に排出者が同乗しての持込み

➡ ● 本人確認資料の提示

ウ) 排出者に代わり同居以外の代理の親族の者の持込み

※**二点確認**となります

➡ ● 本人確認資料の提示

➡ ● 排出場所の確認資料の提示

② 搬入できる車両の制限

・施設内での事故防止及び混雑解消のため、搬入できる車両は
最大積載量 2 トン未満 の車両に制限します。



③ 搬入時の容器等の指定

- ・燃やせるごみ、容器包装プラスチック、その他プラスチック、燃やせないごみ：**定期収集へ出すときと同様に 市の指定袋**により搬入するものに限りします。
- ・ペットボトル、びん・缶類、処理困難物：透明か半透明の袋に入れて搬入してください。(※ガラス陶器類、蛍光管類については、**紙などに包まずに**、箱や袋などに入れた状態で搬入してください。)
- ・古紙・衣類：**ひもで十文字にしばって**搬入してください。
- ・可燃性粗大ごみ：**金属・ガラス・プラスチック部分は可能な範囲で取り除いて**搬入してください。
- ・不燃性粗大ごみ：**電池・灯油等を取り除いて**搬入してください。

★[お願い] ごみの発生抑制・再利用・再資源化(3R)に向けて

本施設は市内から排出された家庭ごみ(定期収集では出せない粗大ごみや、引っ越しごみ、大掃除時の多量ごみなど)の受け入れ施設です。

ごみステーション(定期収集)へ出せるごみは、ごみステーション(定期収集)をご利用いただきますよう、お願いいたします。

問合せ先：周南市リサイクル推進課
TEL：0834-61-0335